

宿泊約款

(本約款の適用)

第1条

- 1 当館の締結する宿泊約款及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない項目については、法令又は慣習によるものとします。
- 2 当館は、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができます。

(宿泊引受けの拒絶)

第2条 当館は、次の場合には、宿泊の引き受けをお断りすることがあります。

- (1) 宿泊の申込みがこの約款によらないものであるとき。
- (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が伝染病患者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し、特別の負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
- (7) 都道府県条令に特に規定される場合に該当するとき。

(氏名等の明告)

第3条 当館は、宿泊日に先だつ宿泊の申込み（以下「宿泊予約の申込み」という。）をお引き受けした場合には、期限を定めて、その宿泊予約の申込者に対して次の事項の明告を求めることがあります。

- (1) 宿泊者の氏名、性別、国籍及び職業。
- (2) その他当館が必要と認めた事項。

(予約金)

第4条

- 1 当館は、宿泊予約の申込みをお引き受けした場合には、期限を定めて、宿泊期間（宿泊期間が3日をこえる場合は3日間）の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。
- 2 前項の予約金は、次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残金があれば返還します。

(予約の解除)

第5条

1 当館は、宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部又は一部を解除したときは、以下の違約金申し受け規定により、違約金を申し受けます。但し、連泊予約において全部または一部を解除した場合は取消した宿泊日数にかかわらず、第1泊目（初日）のみの違約金を申し受けます。

- (1) 違約金申し受け規定（※注）数字は予約宿泊料金に対する取消料率（%）です。

取消通知を受けた日		不泊	当日	前日	2日前	3日前	5日前	6日前	7日前	8日前	14日前	15日前	30日前
予約 申込 人数	14名まで	100	100	50	30	30							
	15名～30名まで	100	100	50	30	30	30						
	31名～100名まで	100	100	80	50	30	30	20	20	10	10		
	101名以上	100	100	80	50	50	30	30	30	15	15	10	10

- 2 当館は、宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ予定到着時刻の明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし、処理することがあります。
- 3 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者が、その連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等の公共の運輸機関の不着又は遅延その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは、第1項の違約金はいただきません。

(予約の解除)

第6条

- 1 当館は、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。
 - (1) 第2条第3号から第7号までに該当することとなったとき
 - (2) 第3条第1号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告できないとき。
 - (3) 第4条第1号の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。
- 2 当館は、前項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに収受した予約金があれば返還します。

(宿泊の登録)

第7条 宿泊者は、宿泊日当日当館の玄関帳場（フロントオフィス）において次の事項を当館に登録してください。

- (1) 第3条第1号の事項。
- (2) 外国人にあっては、旅券番号、日本上陸地及び上陸年月日。
- (3) 出発日及び時刻。
- (4) その他当館が必要と認めた事項。

(チェックイン・チェックアウトタイム)

第8条

- 1 宿泊者が当館の客室をご利用いただく時刻（チェックインタイム）は午後2時00分とし、客室をあけていただく時刻（チェックアウトタイム）は午前10時00分とします。
- 2 当館は、前項の規定にかかわらず、チェックアウトタイムをこえて客室の使用に応ずる場合があります。この場合は規定の料金を申し受けます。

(営業時間等)

第9条 当館の施設の営業時間は、次のとおりとします。

- | | | |
|------------------------|---------|-------------------|
| (1) カフェ&バー “つま恋” | (2階) | 8:00AM ~ 12:00PM |
| (2) 売店 “美乃利屋” | (2階) | 7:00AM ~ 10:00PM |
| (3) ゲームコーナー | (1階) | 10:00AM ~ 10:00PM |
| (4) カラオケルーム “MARIMARI” | (2階) | 9:00AM ~ 12:00PM |
| (5) 自動販売機コーナー | (1階・4階) | 24時間 |

(料金の支払い)

第10条

- 1 料金の支払いは、通貨又は当館が認めた銀行小切手もしくはクーポン券により、宿泊者の出発の際、又は当館が請求したとき当館の玄関帳場（フロントオフィス）において行なっていただきます。

2 宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

(利用規約の遵守)

第11条 宿泊者は、当館内において、当館が定めて当館内に掲示した利用規定に従っていただきます。

(宿泊継続の拒絶)

第12条 当館は、お引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には宿泊の継続をお断りすることがあります。

- (1) 第2条第3号から第7号までに該当することとなったとき
- (2) 前条の利用規定に従わないとき

(宿泊の責任)

第13条

- 1 当館の宿泊に関する責任は、宿泊者が当館の玄関帳場（フロントオフィス）において宿泊の登録を行った時、又は客室に入った時のうちいずれか早い方に始まり、宿泊者が出発するため客室をあけた時に終わります。
- 2 当館の責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊者に同一又は類似の条件による他の宿泊施設をあっせんします。この場合には、客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいただきません。